

神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に係る手続について、令和8年度より電子情報処理組織（e-kanagawa電子申請システム）による電子申請及び電子納付を導入することに伴い、神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「細則」という。）における写しの送付に要する費用の納付方法に係る規定を一部改正するものである。

2 改正の内容

保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付に要する費用の納付方法に、従来の郵便切手による納付に加え、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第1項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法」を追加する。（第10条関係）

3 施行期日

令和8年5月1日